

嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

University Academic Repository

Books prepared on another Central Control
Organization in Mitsui

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-12-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: lino, Yukie メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/234

東京大元方の会計帳簿

～ 明治時代初期における三井の会計帳簿 ～

Books prepared on another Central Control Organization in Mitsui

飯 野 幸 江

Yukie Iino

<要 約>

三井では宝永7(1710)年以降、京都に置かれた大元方によって事業と同苗を一元的に統轄してきた。大元方は、設立時からずっと三井同苗の総有財産を管理し、それを事業に投じることで運用し、その見返りとして各営業店から功納を受け取っていた。ところが、明治4(1871)年に東京大元方が設立されたことによって、京都大元方では収入源である営業店からの功納が上納されなくなり、東京大元方からの為替金によって運営が行われていた。

このことは、すでに京都大元方で作成された大元方勘定目録を検討することで明らかにしたが、本稿では東京大元方の会計帳簿を検討することによって、その裏付けを行った。具体的には大元帳と店々功納帳を検討し、東京大元方の開設後はすべての功納が東京大元方に上納されていること、東京大元方から京都大元方に為替金が交付されていることを明らかにした。また、これらの検討を通じて、東京大元方が当初から京都大元方に代わる三井の統轄機関となることを意図して設立されたことも明らかになった。

<キーワード>

三井、東京大元方、京都大元方、大元帳、店々功納帳、功納

I. はじめに

三井家の創業は、延宝元(1763)年に三井八郎右衛門高利が京都と江戸に呉服店を開いたことによって始まる。高利は京都・江戸・大坂の3都に呉服業と両替業を中心とした事業基盤を確立し、自分の子供たちを積極的に経営に携わらせることによって事業を拡大していった。事業の拡大に伴って営業店および経営に携わる同苗の数が増加し、これらを一元的に統轄する機関として宝永7(1710)年に大元方が設立された¹⁾。

大元方の会所は営業店の一つである京都御用所の中に置かれ、月に2回の寄合がもたれた。大元方の運営は、同苗と各営業店の主だった手代の合議制で行われ、事業と同苗に関わる内容を審議した。大元方、営業店および同苗の関係は、同苗から委託された三井家の家産を大

元方が直属の営業店に投資し、営業店はその見返りとして毎期一定額の「功納」を大元方に納付し、同苗は家産を提供する見返りとして毎期一定額的生活費を受け取るというものであった。したがって、大元方はそれ自身、直接営業に携わるわけではなかったが、三井家の統轄機関として事業と同苗のあり方について審議する最高意思決定機関であった。大元方の会所は営業店の一つである京都御用所の中に置かれたため、大元方の設立以後、京都が三井家の中心となる。

ところが、明治政府が樹立され、江戸が東京と改称されて事実上の首都になると、東京への政治的な比重が急速に高まった。江戸時代においては幕府の御用商人であった三井家だったが、明治時代になると明治政府の新貨幣為替方御用を引き受けるなど、明治政府と結びついて事業を展開した。そのため三井家においても東京に経営の中枢を置くことが必要になり、明治4(1871)年、東京を中心とする関東の事業を統轄するために東京大元方が設立されたのである²⁾。

東京大元方が設立されたといっても、これによって従来の京都にある大元方が廃止されたわけではなかった。東京大元方設立当初は、京都と東京の両大元方の管轄区域をそれぞれ関西と関東に定め、両大元方が並存する体制であった。しかし、明治6(1873)年5月、東京大元方は京都の大元方(以下、東京大元方と区別するため「京都大元方」と記す)を吸収し、三井組大元方として三井家の全事業を一元的に統轄することになった³⁾。そして三井組大元方は、明治26(1893)年に三井家同族会が設立されるまで、三井家の最高意思決定機関として事業と同苗を統轄することになる。

ところで、京都大元方では宝永7(1710)年の設立時から年に2回、決算帳簿として大元方勘定目録を作成していた。これは三井家全体としての決算帳簿としての性格を有するものであり、東京大元方に吸収される明治6(1873)年まで作成された⁴⁾。これに対して東京大元方では、それ自身の決算帳簿は1度も作成されていない。東京大元方が決算帳簿を作成するのは、京都大元方を吸収して三井組大元方となった明治7(1874)年4月になってからである。

筆者は、拙稿「東京大元方の設立と大元方勘定目録—明治時代初期における三井大元方の会計—」(『嘉悦大学研究論集』第49巻第2号)において、明治時代初期の大元方勘定目録を検討した。そして東京大元方の設立後、京都大元方では収入源である営業店からの功納が上納されなくなり、東京大元方からの為替金によって運営が行われていたことを明らかにした。しかし、これは京都大元方の会計史料から明らかにしたものであり、東京大元方の会計史料を検証して明らかにしたわけではなかった。

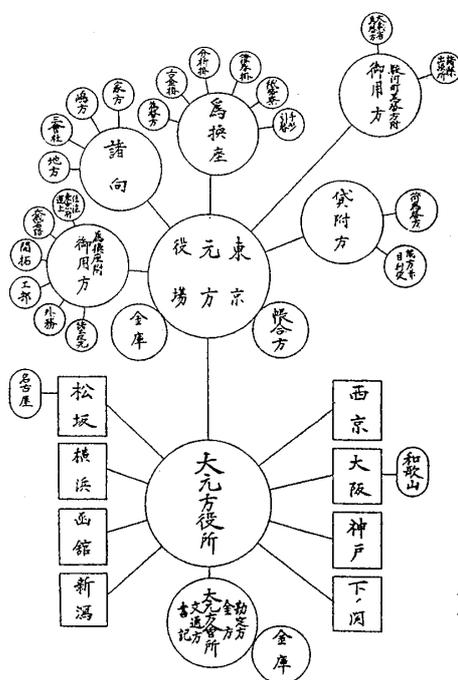
そこで本稿では、東京大元方設立後から三井組大元方の第1回決算帳簿が作成されるまでの東京大元方の会計帳簿の内容を検討することで、先の拙稿の内容を裏付けることを目的とする。さらに東京大元方の会計帳簿を検討することにより、東京大元方の資本がどのように形成され、それが三井組大元方の第1回決算帳簿にどのように反映されていくかという今後

の研究課題の足掛かりをつかむことを目的とする。

II. 東京大元方設立時における三井の経営組織

三井では東京大元方が開設されて以降、諸制度や経営組織を明文化したさまざまな規則が制定された。その中に明治5（1872）年に作成された三井組機構図がある。これは実際の組織を表示したものではなく、当時三井で行われていた一連の改革途上における構想を示したものであるが⁵⁾、当時の三井がどのような方向で経営組織を整えようとしていたのかがわかるであろう。

図1 三井組機構図



(出所) 岩崎宏之「為換座三井組の成立と展開」『三井文庫論叢』第3号、1969年、86ページ。

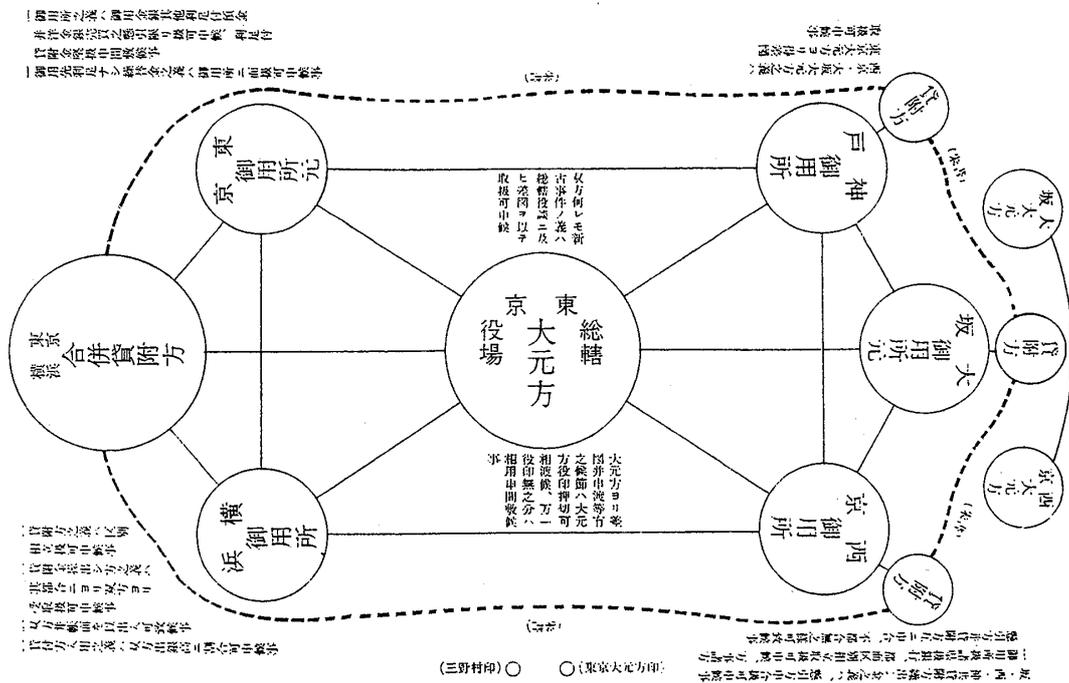
図1において、図の上部は東京大元方の機構、図の下部は三井組全体の機構を示している。図の上部において東京大元方は、それ自身の機能である帳合方と金庫の他に、貸附方、駿河町為替方附御用方、為換座、諸向および為換座附御用方の5つに分枝を有している。これらは従来三井が関与してきた業務を整理し、独立した営業部門として示したものである。そして元方役場は、これらの営業部門に対する管理部門として位置づけられるのである⁶⁾。

図の下部中央にある円の「大元方役所」は、東京大元方を意味するという。大元方役所から延びている西京、大阪などの地名は、各地の為換座に併設する大元方出張所を意味する。したがって、これら各地の元方役場も、図の上部で示されている東京大元方役場とほぼ同様の構造を有するものと思われる。すなわち、ここでは営業店を地域ごとに合併統一し、それを管理機構である元方役場と一体化し、その頂点に東京大元方が位置するという、一元化さ

れた三井の機構が示されているのである⁷⁾。この後、三井では東京大元方を頂点とする組織の実現に向かって進んでいき、それは明治6(1873)年の家政改革によって実現する。

明治6(1873)年の三井の家政改革は、同年4月23日に三井同苗が大元方執事役の三野村利左衛門に家政改革の全権を委ねる委任状を交付したことによって行われた。三野村は同年5月に発布した『明治六年五月申渡改正規則』において、経営組織や人事に関する規則の制定や通達を行った。このときの大きな改革の一つは、京都大元方を廃止し、東京大元方を三井の統轄機関として営業の中枢に据えたことである。図2は『明治六年五月申渡改正規則』に記載されている三井組機構図である。

図2 明治6年改革における三井組機構図



(出所) 三井文庫編『三井事業史 資料篇二』三井文庫、1977年、350ページ。

図2によれば、東京大元方を総轄役場として中心に据え、その周囲に東京、横浜、西京、大坂および神戸の御用所が配列されている。御用所⁸⁾のそれぞれには「貸附方」(ただし、東京と横浜は合併貸附方)が付属している。また、この図には示されていないが、明治5(1872)年以降に全国各地に設けられた府県出張店などの各支店は、近接する御用所を拠点として管轄されていた⁹⁾。

このように東京大元方は、設立当初から京都大元方に代わる統轄機関として三井の中枢に位置づけることを目的としていた。そして明治6(1873)年の改革により、東京大元方が制度上においても三井の統轄機関として位置づけられたのである。以後、東京大元方は三井組大元方として、同苗と事業の全般にわたって一元的に統轄していく。

Ⅲ. 東京大元方の会計帳簿

1. 二季惣目録帳作成以前に東京大元方で作成された会計帳簿

東京大元方の第1回決算帳簿である二季惣目録帳は、明治7(1874)年4月に作成された。東京大元方が設立されたのが明治4(1871)年10月、家政改革によって東京大元方が名実ともに三井の統轄機関として位置づけられたのが明治6(1873)年5月であるから、東京大元方が設立されてから2年以上、正式に京都大元方に代わる唯一の統轄機関となつてからも1年近くもの間、決算帳簿が作成されていなかったことになる。江戸時代から京都大元方では1月と7月の年に2回、決算帳簿として大元方勘定目録を作成していたから、事実上の統轄機関であった東京大元方が設立後2年以上にわたって決算帳簿を作成していなかったことは異例のことである。

とはいえ、東京大元方において会計帳簿そのものが全く作成されていなかったわけではない。この間の東京大元方の取引を記録した会計帳簿として、大元帳、店々功納帳、大元方請払元帳、当座貸借帳、利足書抜帳といった帳簿がある。これらはいずれも決算帳簿ではないが、東京大元方で行われた日々の取引、あるいは特定の取引を記録した会計帳簿である。これらの会計帳簿のうち、ここでは本稿の目的に関連する大元帳と店々功納帳について考察していく。

2. 大元帳

大元帳には、明治4(1871)年10月から明治25(1892)年までの取引内容が記帳されている。大元帳の作成時期は長期にわたるので、ここでは二季惣目録帳が作成されるまでの明治7(1874)年4月頃までの大元帳を考察していく¹⁰⁾。

大元帳は、京都大元方で作成されてきた金銀出入帳¹¹⁾とほぼ同じ方法で記帳されている。すなわち、三井の多くの会計帳簿と同様に、大元帳では縦書きで取引額が記載され、その下に項目・摘要書が書かれている。取引額の上には「入」または「出」の字が記載され、「入」であれば入金取引、「出」であれば出金取引であることを示している。ただし、金銭収支を伴わない振替取引も現金取引に擬制させて記入されるため、「入」と「出」は、必ずしも実際の金銭の出入りを示すものではない。また、ほとんどの取引額に罫または借の印が、あるいはその両方の印が押されている。三井では一般に罫は別の帳簿に転記した取引額、借は決済などで消滅した債権・債務に押される¹²⁾。

大元帳への取引の記入は、原則として取引順に行われている。しかし、中には記帳を忘れていたりすることもあり、その場合には順不同で追加記帳されている。記帳方法は明治7(1874)年4月までは一定していないが、それ以降は1月と7月に改められ、1月から6月まで、7月から12月までの半年を会計期間として締切が行われている。締切にあたっては「入」と「出」の合計額を算出し、その差引高すなわち残高を次期に繰り越している。繰越

額は次期の冒頭に入金取引として記帳され、開始記入がなされる。明治7(1874)年4月以降の大元帳の会計期間は、二期惣目録帳のそれと同じである。

これらのことから大元帳は、金銀出入帳に相当する帳簿であり、今日の仕訳帳に相当する会計帳簿であることがいえる。ただ、京都大元方では、金銀出入帳作成後に今日の総勘定元帳に相当する金銀出入寄に転記されて、勘定ごとに集計・整理される。京都大元方の決算帳簿である大元方勘定目録は、金銀出入寄に基づいて作成され、帳簿上で決算が行われるわけであるが、東京大元方には金銀出入寄に相当する会計帳簿が見当たらない。そのような会計帳簿が現存していないだけなのか、それとも作成されなかったのかは不明であるが、大元帳の記録からどのように二期惣目録帳を作成したのかを検討することは、今後の課題である。

続いて大元帳の内容を検討していくことにする。大元帳に記載されている取引は、必ずしも取引が行われた日に記帳されているわけではなく、特定の日在一定期間の取引がまとめて記帳されていることもある。

大元帳の最初の記帳は明治5(1872)年1月11日に行われており、これは東京大元方役場が開設された日である。この日に記帳されている取引は、明治4(1871)年10月27日から同年12月27日までのものである。東京大元方の設立が定められたのは明治4(1871)年10月に制定された『規則』においてであるから、この日に記帳されているのは、東京大元方の設立が決定されてから開設に至るまでの期間の取引ということになる。

この期間の取引の内容は、入金取引が大蔵省ならびに開拓使の兌換証券の引換準備金の受入と大蔵省兌換証券の下付、出金取引が証券引替溜りの上納と各為換座への証券引替元并為替備ならびに繰出金(運転資金)としての運用であった。東京大元方の場合、発足にあたって資本金に相当するものはなく、政府資金すなわち他人資本の調達によって運転資金が構成された¹³⁾。東京大元方役場開設時の大元帳残高は、兌換証券の引替準備金が278,000円、大蔵省兌換証券が734,932円であり、これをもって東京大元方の営業が開始されたのである。

その後しばらくは取引のあった都度記帳が行われるが、明治5(1872)年4月以降はまとめて記帳が行われることが多くなる。また、取引の記帳内容もその時期より変化してくる。入金取引については、その時期までは政府資金の受け入れがほとんどであったが、それ以降は営業店や同苗からの借入や預り金、各営業店からの功納や利息収入など、大元方勘定目録の「預り方」や「入方」に記載されている項目¹⁴⁾が増えていく。同様に出金取引についても、その時期までは政府への上納や各営業店への投融資がほとんどであったが、それに加えて東京大元方の備品や消耗品の購入代金、役料、同苗への小遣いや冠婚葬祭費用など、大元方勘定目録の「貸シ方」や「払方」に記載される項目¹⁵⁾が増加している。さらに明治5(1872)年以降の京都大元方において主要な収入源であった東京大元方からの為替金交付額が、この時期から記載されるようになる。

大元方勘定目録において東京大元方からの為替金交付額が計上されるようになったのは、明治5(1872)年上期からである。この時には「店々別宅役料」として「入方」に3,081両

1 歩が計上され、それと同じ額が「払方」の「元方名代役料」に計上されている。大元帳においては、これが「西京大坂松坂神戸店々申春季役料¹⁶⁾」として明治 5 (1872) 年 9 月 18 日付の出金取引として処理されている。三井では発生主義によって収益・費用が認識されていた¹⁷⁾。そこで、明治 5 (1872) 年上期決算においては、当該会計期間の京都大元方の役料として東京大元方から 3,081 両 1 歩が交付されることになっていたため、これを東京大元方からの為替交付金として当該会計期間の収益として計上し、実際の支払はその後の 9 月 18 日に行われたのであろう。これと同様の処理が明治 5 (1872) 年下期にも行われている。また、明治 5 (1872) 年下期以降、用途を特定していない為替金が大元方勘定目録の「入方」に 2 回分ないし 3 回分が計上されるが、これらはいずれも計上時期の前後の日付で大元帳の出金取引として記帳されている。

このように大元帳の内容は、当初の政府資金の受け入れや各営業店への融資といった取引から、徐々に従来京都大元方で行われていた取引が記載されるようになる。その中には京都大元方の収益源である功納や京都大元方が負担すべき同苗の諸経費といった、三井の統轄機関ならではの項目の記載が含まれており、東京大元方が京都大元方に代わる実質的な三井の統轄機関となっていたことが、大元帳の記帳内容から窺えるのである。

3. 店々功納帳

店々功納帳¹⁸⁾は、東京大元方に上納された功納を記帳した補助簿であり、明治 3 (1870) 年から明治 8 (1875) 年までの功納が記帳されている。このうち明治 3 (1870) 年から明治 6 (1873) 年までの功納は、明治 6 (1873) 年 9 月 30 日と明治 7 (1874) 年 3 月 8 日に順不同でまとめて記帳されている。それ以降は明治 7 (1874) 年 4 月、明治 8 (1875) 年の 1 月と 7 月に改められ、二季惣目録帳の作成に合わせて締切が行われている。また、明治 7 (1874) 年 4 月以降は営業店ごとに整理して功納が記帳され、元帳としての体裁がとられている。

ここでは本稿の目的に照らして、明治 6 (1873) 年までの店々功納帳の内容を検討していくことにする。店々功納帳に記帳された功納は、大元帳においても同一時期に入金取引として記帳されている。大元帳でのこれらの取引には印の押印があり、これらの金額が店々功納帳に転記されたことを示している。

表 1 は、店々功納帳に記帳された明治 6 (1873) 年までの功納を営業店ごとに整理したものである。また、表 2 は、明治期以降における大元方勘定目録に計上された功納高である。

表1 東京大元方へ計上された功納高

(単位：円)

	明治3年下期	明治4年上期	明治4年下期	明治5年上期	明治5年下期	明治6年上期	明治6年下期
東京御用所	3,543.8210	2,250.0000					37,764.7220
横浜御用所		1,000.0000	1,000.0000	1,000.0000	1,000.0000	1,000.0000	1,000.0000
大坂御用所					10,405.8621	19,045.6825	16,899.1949
神戸御用所				640.4250	2,446.2068	1,825.7476	1,760.4194
西京御用所					1,455.8400	3,315.7398	5,082.9230
松坂店				452.4150	1,683.0250	2,323.0200	
東京両替店	4,000.0000	1,600.0000	2,000.0000	1,700.0000	7,652.3883		3,917.5290
大坂両替店					1,839.0000	2,273.7000	
西京両替店					3,252.7663		
合計	7,543.8210	4,850.0000	3,000.0000	3,792.8400	29,735.0885	29,783.8899	66,424.7883
銀建	買 欠 452,629.260	買 欠 291,000.000	買 欠 180,000.000	買 欠 227,570.400	買 欠 1,784,105.310	買 欠 1,787,033.394	買 欠 3,985,487.298

(出所) 三井文庫編『三井事業史 本篇第二巻』三井文庫、1980年、164ページを参考に、『店々功納帳』三井文庫所蔵史料、別2050より作成。

表2 京都大元方へ計上された功納高

	明治元年上期	明治元年下期	明治2年上期	明治2年下期	明治3年上期	明治3年下期	明治4年上期	明治4年下期
本店	買 欠 465,500.000	買 欠 465,500.000	買 欠 265,500.000	買 欠 300,000.000	買 欠 300,000.000	買 欠 125,000.000	買 欠 125,000.000	買 欠 125,000.000
向店	34,500.000	34,500.000	34,500.000	0.000				
松坂店	6,500.000	6,500.000	4,000.000	4,000.000			6,000.000	
両替店	400,000.000	400,000.000	400,000.000	400,000.000	400,000.000	740,000.000	596,000.000	500,000.000
御用所						90,000.000		
東京糸店						90,000.000		
合計	906,500.000	906,500.000	704,000.000	704,000.000	700,000.000	1,045,000.000	727,000.000	625,000.000

(出所) 『大元方勘定目録』三井文庫所蔵史料、続2417-1、続2417-2、続3134、続2418、本2084-1、本2084-2、本2084-5、および本2084-6より作成。

店々功納帳へ記載されている功納高はすべて円単位で記帳されているが、京都大元方へ上納された大元方勘定目録の功納高と比較しやすいように、表1では各期の功納の合計額を銀建てでも表示しておいた¹⁹⁾。なお、表1において、東京御用所の明治6(1873)年下期の功納高は明治6(1873)年1月から明治7(1874)年3月31日までの分であり、大坂御用所の明治5(1872)年下期の功納高は明治4(1871)年8月から明治5(1872)年11月までのものである。

さて、表1を見てもわかるように、東京大元方へ上納される功納高は、明治5(1872)年下期以降、急激に増加している。それに対して京都大元方への上納高は、表2でわかるように明治4(1871)年下期までは上納されているが、明治5(1872)年以降は全く上納されていない。すなわち、東京大元方役場の開設以降、各営業店の功納は京都大元方から東京大元方へ上納されるようになったのである。なお、明治3(1871)年下期から明治4(1872)年下期にかけての3期の功納は、京都大元方と東京大元方の両方に上納されている。両大元方へ上納された功納高のうち東京大元方へ上納された割合は、明治3(1871)年下期が30.2%、明治4(1872)年上期が28.6%、明治4(1872)年下期が22.4%となっている。

IV. おわりに

本稿では、大元方の会計帳簿のうち大元帳と店々功納帳を検討してきた。これによって、大元帳は今日の仕訳帳に相当する会計帳簿であり、店々功納帳はその補助帳簿(明治7(1875)年4月以降は補助元帳)であることが明らかになった。これらの会計帳簿はいずれも明治7(1875)年4月までは記帳方法が定まらず、取引の記帳も順不同だったりする。これは、その時点まで東京大元方の決算帳簿が作成されていなかったことと関係があるだろう。京都大元方の廃止を定めた『明治六年五月申渡改正規則』の中の「大元方取調向申渡」において、東京大元方が創設された明治4(1871)年下期にまでさかのぼって、金銭出納の詳細を調査することが指示されている²⁰⁾。このことからわかるように、それまで会計帳簿は作成されていても、決算書の作成を想定して記帳が行われていなかったのだと思われる。

大元帳と店々功納帳の検討は、冒頭で示した拙稿の主張を裏付けるために行ったものであった。このことは記帳内容を明らかにすることで裏付けが取れたが、同時に東京大元方が当初から京都大元方に代わる三井の統轄機関となることを意図して設立されたことも明らかになった。これは次の4点から明らかである。

- ① 明治5(1872)年に作成された三井組機構図(図1)において、すでに東京大元方が組織の頂点に位置づけられていること。
- ② 明治5(1872)年以降の功納がすべて東京大元方に上納されていること。
- ③ 明治5(1872)年以降の大元帳において、これまで京都大元方で行われていた取引の記載が増加していること。
- ④ 明治5(1872)年以降、京都大元方の費用のほとんどが東京大元方からの為替金交付で賄われ、実質的に東京大元方が京都大元方の費用負担をしていること。

本稿で得られた知見に基づいて、今後はこれらの会計帳簿から二季惣目録帳がどのように作成されたのかを明らかにしていきたい。

注)

- 1) 大元方の支配下にある営業店と同苗の数は時期によって異なる。大元方設立時に大元方直轄として資本の提供を受けていたのが9店、大元方から賄料として生活費の支給を受けていた同苗は11名であった。なお、三井家では一族のことを同苗といった。
- 2) 東京大元方の設立は、明治4(1871)年10月に制定された『規則』(三井文庫所蔵史料、本1219-3)において定められた。『規則』は、同年10月20日に大元方臨時寄合が開かれた際の決定事項をまとめたものであり(三井文庫編『三井事業史 資料篇二』三井文庫、1977年、676ページ)、東京大元方の設立もこのときに決定されたのではないと思われる。東京大元方役場は、明治5(1872)年1月11日、東京海運橋兜町の為換座御用所内に開設された。
- 3) 東京大元方による京都大元方の吸収は、明治6(1873)年における三井家の一連の諸改革の一つとして行われ、『明治六年五月申渡改正規則』(三井文庫所蔵史料、本1255)において定められた。これにより京都大元方は、「西京大元方出張所」とされた。

- 4) 明治6(1873)年下期の決算帳簿の名称は「大元方出張所勘定調書」である。これは東京大元方へ吸収された後の決算帳簿である。
- 5) 岩崎宏之「為換座三井組の成立と展開」『三井文庫論叢』第3号、1969年、85ページ。
- 6) 「同上論文」86ページ。
- 7) 「同上論文」85～86ページ。
- 8) ここでいう御用所とは、これまでの為換座、両替店および御用所などを統合して生まれた三井組の新たな営業店の名称として使われたもので、幕末期に幕府からの貸付金取扱御用を請け負うために設置された御用所とは別のものである(「同上論文」123ページ)。
- 9) 「同上論文」123～124ページ。
- 10) 大元帳は全部で7冊あり、ここでは明治5(1872)年から明治9(1876)年までの取引が記載されている『大元帳』(三井文庫所蔵史料、別2060)を取り上げる。
- 11) 金銀出入帳は、大元方勘定目録に集約される取引のすべてを現金式仕訳によって記した仕訳帳である(西川登『三井勘定管見』白桃書房、1993年、335～336ページ)。京都大元方では、取引を金銀出入帳に記入し、それを金銀出入寄に転記し、そこから大元方勘定目録を作成するという記帳プロセスをとっていた。金銀出入帳は、文化6(1809)年から明治6(1873)年までのものが現存している。
- 12) 西川登『三井勘定管見[資料篇]』白桃書房、2004年、7～8ページ。
- 13) 岩崎宏之「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」『三井文庫論叢』第6号、1972年、6～8ページ、および三井文庫編『三井事業史 本篇第二巻』三井文庫、1980年、74～76ページ。
- 14) 大元方勘定目録の「預り方」には純資産と負債に関する項目が記載され、期首資本、積立金および負債項目に大別される。「入方」には収益に関する項目が記載され、各営業店からの功納、家賃収入および財務収益に大別される。このうち功納が「入方」のほとんどを占めており、大元帳に功納が記載されるということは、各営業店の功納が京都大元方ではなく東京大元方に上納されるようになったことを意味する。
- 15) 大元方勘定目録の「貸シ方」には資産に関する項目が記載され、各営業店への出資額、営業店その他への貸付額、および金銀不動産に大別される。「払方」には費用に関する項目が記載され、同苗に関する諸経費、営業店や奉公人にかかる諸経費、その他の諸経費に大別される。同苗への小遣や冠婚葬祭費用などの諸経費は、これまで京都大元方が負担する費用とされてきた。
- 16) 申春季は明治5(1872)年下期にあたる。
- 17) 西川登『前掲書』1993年、124ページ。
- 18) 三井文庫所蔵史料、別2050。
- 19) 大元方勘定目録は金建てと銀建てで表示されており、最終的にすべて銀換算される。銀換算は、1両当たり60匁、1円当たり60匁である。
- 20) 三井文庫編『前掲書』1980年、158～159ページ。

参考文献

- 岩崎宏之「国立銀行制度の成立と府県為替方」『三井文庫論叢』第2号、1968年。
岩崎宏之「為換座三井組の成立と展開」『三井文庫論叢』第3号、1969年。
岩崎宏之「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」『三井文庫論叢』第6号、1972年。
粕谷誠『豪商の明治』名古屋大学出版会、2002年。
西川登『三井勘定管見』白桃書房、1993年。
西川登『三井勘定管見[資料篇]』白桃書房、2004年。
松本四郎「幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態」『三井文庫論叢』第2号、1968年。
三井文庫編『三井事業史 資料篇二』三井文庫、1977年。
三井文庫編『三井事業史 本篇第二巻』三井文庫、1980年。
安岡重明『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房、1970年。

(平成20年9月25日受付、10月24日再受付)